

学校法人帝京平成大学教員組織規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人帝京平成大学（以下「学園」という。）が設置する大学院及び大学における教員組織に関する基本事項を定めることを目的とする。

(適用の原則)

第2条 前条の目的を達成するため、教員組織について必要な事項は、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、大学設置基準及び大学通信教育設置基準に定められていることのほか、この規程に定めるところによるものとする。

(教員)

第3条 学園の教員は次の通りとする。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 教授
- (4) 准教授
- (5) 講師
- (6) 助教
- (7) 助手

2 前項に定めるもののほか、客員教授、客員准教授、客員講師、非常勤講師並びに非常勤助手を置くことができる。

(学長)

第4条 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(副学長)

第5条 副学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授)

第6条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授)

第7条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師)

第8条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第6条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専門分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教)

第9条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第6条各号又は第7条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの、又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位）又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手)

第10条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(職務内容)

第11条 学長は、校務を掌握し、教職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を補佐し、校務を掌握し、教職員を統督する。
- 3 教授、准教授、講師、助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 4 助手は、所属組織の教育研究の円滑な実施に必要な業務を行う。

(研究科長)

第12条 大学院の各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、自らが属する研究科の業務を統括する。

(専攻長)

第13条 必要に応じ、大学院の各研究科に専攻長を置くことができる。

2 専攻長は研究科長を補佐し、自らが属する専攻の業務を統括する。

(学部長)

第14条 大学の各学部に学部長を置く。

2 学部長は、自らが属する学部の業務を統括する。

(通信教育部長)

第14条の2 大学の通信教育部に通信教育部長を置く。

2 通信教育部長は、大学の通信教育部の業務を統括する。

(別科長)

第14条の3 大学の別科に別科長を置く。

2 別科長は、自らが属する別科の業務を統括する。

(学科長)

第15条 必要に応じ、各学部に学科長を置くことができる。

2 学科長は学部長を補佐し、自らが属する学科の業務を統括する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の審議を得るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成21年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成26年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成28年4月1日から改定施行する。